

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第23回ガスシステム改革小委員会

日時 平成27年9月15日（火）17：00～19：21

場所 経済産業省 本館地下2階 講堂

**1. 開会**

○山内委員長

定刻になりましたので、ただいまから第23回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。

初めに事務局からオブザーバーの紹介をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

本日は、日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事。日本ガス協会、川岸隆彦常務理事。東京ガス株式会社、沢田聡執行役員総合企画部長。東京電力株式会社、佐藤美智夫執行役員、カスタマーサービス・カンパニー・バイスプレジデント。全国LPガス協会、内藤理専務理事。日本熱供給事業協会、田嶋忠朗専務理事がご出席されています。

また、公正取引委員会、消費者庁、総務省からも出席があります。

プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

**2. 議題**

**(1) 前回の御指摘事項について**

○山内委員長

それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。

本日ですけれども、まず議題1、前回のご指摘事項について議論を行います。また、ご指摘事項の中の②というのがあるんですけど、これに関連しまして二村委員より資料の提出がありました。さらに、ご指摘事項の⑤というのがあるんですけども、この回答として、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの3社連名による資料の提出がありました。

したがって、事務局からまずご指摘事項の①から④までを説明していただきまして、その後二村委員に資料4の説明をいただくと。続きまして大手3社を代表して東京ガスの沢田執行役員から資料5の説明をお願いしたいと思います。その後、資料が終了した後に、委員の皆様からのご意見、あるいはご質問をお受けしたいというふうに思います。

それでは、事務局からまず資料3に従ってご説明をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

それでは資料3「ガスシステム改革小委員会 事務局提出資料 前回の御指摘事項について」に基づきまして、ご説明させていただきます。

1 ページ目をあけてください。あずからせていただいたご指摘事項は5点ございました。

① 橘川委員、草薙委員、松村委員からのご指摘です。小売全面自由化の施行期日については、スピード感を持って決めるべき。多くの方が平成29年4月と考えているとのご指摘もございました。

② 二村委員から、需要家が比較できるように供給条件についてのいろいろな情報が公表されることが望ましいとのご指摘をいただきました。本日はこの点につきまして、二村委員からも後ほどご発言いただきたいと思っております。

③ 福田委員からのご指摘です。熱供給事業者の説明事項に、需要家側の情報である「需要家が設置する施設に関する事項」が含まれる理由。

④ 日本コミュニティーガス協会、松村オブザーバーからのご質問です。小売全面自由化後、現行の供給約款と同じ供給条件で供給する場合であっても、需要家への説明義務・書面交付義務は課せられるのか。こちらはオブザーバーからのご質問ではありますが、重要な論点ですので資料を用意させていただきました。

⑤ 引頭委員からは、いわゆる大手3社提案の進捗状況を教えてほしいとのご指摘をいただいております。

2 ページ目でございます。

まず、①の施行期日ですが、電気の小売全面自由化については来年4月に施行されることが決定しているわけですが、エネルギー基本計画でも示された「市場の垣根を外していく供給構造改革」を一体的に進めるためには、ガスの小売全面自由化についても遅滞なく施行することが必要です。

そのため、前回の小委員会においては、事業者におけるシステム設計にも大きな影響を及ぼすガス小売事業、あるいは託送供給制度に関する論点から優先的にご議論いただくこととしたところであります。

国民からの期待も考慮すれば、具体的な施行期日については、委員からもご指摘がありました平成29年4月を念頭に置き、本日以降の議論を加速していくべきと考えております。

その上で、実際の施行期日については、今後のご議論も踏まえ、できるだけ早期に決定することとしたいと考えております。

3ページ目は前回資料の抜粋ですけれども、赤枠で囲った論点から特に優先して議論をしていただくということで、ご了解いただいております。

続きまして4ページをご覧ください。

ご指摘事項②でございます。需要家が比較できるよう、供給条件に係るいろいろな情報を公表させるべきではないかのご指摘がございました。

5ページにありますとおり、既に小売全面自由化が実施されている英国等の例を見ますと、価格比較サイトが登場しております。

我が国におきましても、こうした民間事業者による創意工夫がなされる可能性があることを踏まえ、法律上、ガス小売事業者に対して、その料金メニューの公表を義務づける必要性は乏しいと考えております。

他方で、二村委員ご指摘のとおり、ガス小売事業者間の適正な競争を促すためには、需要家が各ガス小売事業者が提供する料金メニューにアクセス可能な状況とすることが適当であると考えます。このため、一番下の赤字にありますとおり、定型的な料金メニューを標準メニューとして公表することは、全てのガス小売事業者にとって望ましい行為である旨をガイドライン等に記載することを予定しております。

6ページでございます。ご指摘事項の③です。

8ページ、9ページに熱供給事業者の説明事項を並べておりますが、このうち9ページの㉕需要家が設置する施設に関する事項、㉖需要家が設置する施設の概要についての熱供給事業者に対する通知に関する事項についての福田委員からのご質問でございます。

これは、需要家側の情報であるのに、なぜ熱供給事業者から需要家に知らされる必要があるのかのご質問でございました。

熱供給事業については、7ページの写真にありますとおり、需要家の建物内の導管などの設備は需要家がみずから設置をして費用も負担することとなります。事後にトラブルになることがないように、あらかじめ熱供給事業者から需要家に対してその旨説明させることとしているものがあります。

また、熱供給事業者としては、安定供給に支障がないかどうかを確認するために、需要家が設置する施設の竣工図などを需要家から提出（通知）してもらう必要があります。このため、これを通知という形で説明事項としているものであります。

10ページ、ご指摘事項の④でございます。

日本コミュニティーガス協会、松村オブザーバーから、小売全面自由化後、現行の供給約款と同じ供給条件で供給する場合であっても、需要家への説明義務・書面交付義務は課せられるの

かのご質問がございました。

下の図にありますとおり、需要家と「現行の供給約款による契約」を締結している一般ガス事業者は、小売全面自由化と同時に、当該需要家と「現行の供給約款と同じ供給条件を定めた小売供給契約」を締結している状態になります。

このため、このような場合にも、小売供給契約の締結をしようとするとき、締結したときに課される説明義務・書面交付義務は課せられることとなると考えております。しかしながら、一般ガス事業者などに対しまして、施行日にこれらの義務を一度に履行することを求めることは非現実的であるというふうに考えます。

したがって、施行日以降に求められる説明を施行日前に行うことを認めることとして、これを履行すれば、施行日以降に改めて同様の説明を行う必要はない旨の規定を設けることとしてはいかがでしょうか。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは次に、二村委員からご提出いただきました資料4ですが、これのご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○二村委員

お時間いただきありがとうございます。別紙になっております資料4のほうに、前回発言させていただきました意見の背景についてまとめておりますので、ご覧いただければと思います。

概略を申し上げますと、前回の委員会で、消費者が選択するに当たって必要な情報が事前に、容易に入手可能な状態にするための制度ということで、要望・意見をさせていただきましたが、この背景としましては、LPガス事業において制度上は自由な市場ということになっておりますが、実態的に申し上げますと消費者の側からはなかなかそういうふうにはなっていない。選択できるような状況にないということがございまして、このような発言をさせていただきました。

英国の比較サイトの例等も出していただきましたが、あのような形で見られるようになる、消費者が自分で判断できるようになればとてもいいと思いますが、そのための条件ということで、先ほどご回答いただきましたガイドライン等、実質的なものになるように検討いただければと思います。

イギリスの事例のことで申し上げますと、私どもが聞いているところでは、この比較サイトというものが初期のころには特定の事業者に誘導するような比較サイトができたりして、比較サイト自体についてもチェックを入れるような、そういう制度も持っているということも伺ってお

ります。

制度ができて動いていく中で、注視をしていくような側面もあるかと思っておりますので、この時点で必ずこうでなければならない、というふうには申し上げませんが、消費者の側からするとそうした論点もあるということと、その背景をご理解いただければと思います。資料を読み取りいただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは続きまして、先ほど申しました資料5につきまして、東京ガスの沢田執行役員からご説明お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○沢田オブザーバー

東京ガスの沢田でございます。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

昨年12月の第17回ガスシステム改革小委員会にて、大阪ガス、東邦ガスと連名でご提案いたしました導管利用の公平性・利便性向上に向けた自主的な取り組みにつきまして、3社を代表し、資料5に基づき進捗状況をご説明申し上げます。

まず、(ア) 新たな同時同量方式の導入でございます。

ご提案申し上げましたプロファイリング方式、ロードカーブ方式につきまして、託送利用者様と意見交換をしながら検討を深めているところでございます。

小売全面自由化によりまして、10万 $\text{m}^3$ 未満のお客様が託送供給の対象となりますが、プロファイリング方式はご家庭向けを初め、託送供給件数が増加した場合でも託送利用者様にとって過度な負担とならないように運用の簡素化を図るものでございます。また、ロードカーブ方式は、安定した導管ネットワークの維持について、導管利用者様にも一定程度ご協力をいただきながら自社小売部門と同条件で導管をご利用いただくもので、両方式とも自主的取り組みの目的である利便性・公平性の向上に資するものというふうに考えております。

続きまして(イ) 託送供給検討受付センター、裏面になります(ウ) 需要家情報開示センターの開設でございます。

3社とも本年4月に、それぞれ託送受付センター、託送情報センターとして開設し、運用を開始してございます。託送利用者様及び自社小売部門からの供給検討依頼、需要家の情報開示に対しまして、等しく対応する中立的な窓口として体制整備及び対応を図っております。

続きまして(エ) 託送検討ルール of 改善及び公表内容の拡充でございます。

託送供給検討料の体系を中心に、現行の小口分野も含めた託送供給検討のあり方について検

討を進めているところでございます。

(オ) 託送収支の公表様式の追加、検証等による透明性向上でございます。

各年度の託送収支を公表する際の様式につきまして、省令等で規定されているものに加えて、透明性を高めるべく自主的に追加するものについて現在、検討を進めております。今年度実績分から追加公表することを予定しております。

(カ) 継続的・包括的に託送供給制度を改善するためのガス導管事業者・ガス小売事業者が参加する検討会の創設でございます。

3社ともこの春から託送利用者様との託送検討会の場を設け、意見交換をさせていただきながら、実務面を中心とした改善策等について検討を進めておるところでございます。

続きまして、(キ) ガス導管事業者の託送業務遂行における中立性確保のため、行政が事業者の求めに応じて打ち合わせに参加する等の仕組みの創設でございます。

当面は、ただいまご説明いたしました託送検討会での状況につきまして、行政当局様へご報告し、適宜アドバイスを頂戴するということを考えております。

最後に(ク) 託送供給料金原価からの気化コスト除外でございます。

東邦ガスにおきましては、この9月1日実施の料金改定で、気化コストを控除して算定されております。大阪ガスや弊社につきましても、猶予期限であります平成30年3月を待たずして、可能な限り早期に控除する予定でございます。

以上、簡単でございますが、導管利用の公平性・利便性向上に向けた自主的な取り組みの各項目について、進捗状況の概要をご説明させていただきました。引き続き、託送利用者様のご要望、行政当局様のご指導を賜りながら、導管利用における一層の公平性・利便性の向上に向けて取り組んでまいり所存でございます。

ご説明は以上です。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは質疑に移りますけれども、今ご説明ありました事務局、それから二村委員、沢田執行役員からの説明がありました論点について、委員の皆さんからご質問、あるいはご意見を承りたいと思います。

例によりまして、発言される委員の方はお手元の名札を立てていただくということで、ほかにあるときにはお手を挙げていただければそれで結構だということです。

じゃ、橘川委員からどうぞご発言ください。

○橘川委員

ありがとうございます。2つ質問があるんですけど、1つは事務局、1つは東京電力の佐藤さんなんですけれども、まず二村委員の提案に対して、読んでみますと、主として問題にしているのはL Pガスのことを問題にされていると思うんですね、二村委員の意見書は。

この委員会のマターじゃないかもしれませんが、前回のL Pガス協会のプレゼンテーションもありまして、もしこの新しい都市ガスのほうで、自由化される都市ガスのほうで、料金に対していろいろ開示についての縛りがかかるとすると、それがL Pガスのほうにどういうふう  
に波及していくのかというあたりのところを、担当の方もいらっしゃるので、もしお答えできるのならばこれをお聞きしたいというのが1点であります。

それから2つ目は、引頭さんの提起に対する東京ガスの説明は承りましたけれども、それを受けて、電力側はこれに対してどういう印象を持っているのかというのか、満足度はどうなのかという、その辺のところをお聞きしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

最初のL Pの件について、じゃ、お願いいたします。

○田久保石油流通課企画官

L P企画官の田久保でございます。ただいまご指摘がございました点についてでございますが、今ご指摘があった点、実はこの3月にL P業界みずからが料金の透明性を含めた行動の改善に向けた販売指針というものを明らかにしてございます。

この指針について鋭意取り組んでいるところでございますが、中には、例えばとちぎのコープエナジーさんとか、そのホームページを見てみると、英国の例にも勝るとも劣らないような、そういった公表を既にされております。そういったことで相当程度、自助努力に向けた取り組みをなされているものと、このように考えています。

そういった中で、もしこの都市ガスの自由化におけるガイドラインというものが定められた場合には、こういった業界の自助努力との並びも評価をしながら、こういったことが必要かということは検討してまいると、このように考えてございます。

以上です。

○山内委員長

よろしいですか。

それじゃ、佐藤オブザーバーお願いします。

○佐藤オブザーバー

では、お答えさせていただきます。大手3社さんの提案についてでございますが、新規参入者として、お客様の選択肢の拡大のために事業者間のイコールフットイング確保、低廉な託送料金が特に重要な視点と考えているのは、ずっと我々申し上げているところでございます。

この点から、3社提案に関する検討は非常に重要と考えておりまして、電力としても託送利用者として大手ガス事業者3社殿と個別協議させていただいているところでございます。

しかしながら、同時同量制度など、新規参入者の事業の予見性確保に不可欠な重要事項はまだまだ隔たりが大きくて、まだ協議が進んでいない状況にあります。また、気化コストについては、既に東邦ガス殿が除外されたものの、他の2社は含まれたままとなっております、一日でも早く除外いただきたいと考えているところでございます。

個別協議に委ねては議論がなかなか進まないということが実情でございまして、小売全面自由化までの時間も限られているというところを考えまして、電力の制度検討時に開催されたような作業会設置も含めて本委員会での議論を深め、方向性をお示しいただき、早期に成案を得ることが必要と考えております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

それじゃ、大石委員どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。先ほどの二村委員に対する事務局からの回答について、意見と質問と述べさせていただきます。今回の都市ガスの自由化において、消費者が一番懸念していることは保安のことで、あとは料金の不透明性というところですね。それはなぜかといいますと、既に自由化されているエネルギーであるLPガス、それから石油関連の業界において、いろいろな消費者問題が起きていることが明白だからです。

特にLPガスにおいては、私どもの団体でもいろいろな消費者生活相談を承っておりますけれども、いまだに苦情や相談というのが減らないというのが現状です。先ほどLPガスの販売指針というのを本年の3月につくられたという御報告がありましたが、実際に私どもの団体のほうにも協会の方がお見えになられて、きちんとご説明を受けました。

ところがこの指針というのは、既に平成12年の9月からつくられていて、その後、15年、22年、27年というふうに改定を重ねてきているわけなのですが、実際は、前回の委員会で実際に協会の方がお話になったようなことがいまだに起こっているということです。このような実態があるために、都市ガスが自由化したときに同じようなことが起こるのではないかと消費者は



とても不安に感じております。

今回の資料では、海外の現状ということで英国の比較サイトを出されておりますが、インターネットでLPガスの料金について、今、日本でどういうふうになっているのかというのを探してみたら、サイトが幾つか立ち上がっておりました。プロパンガス料金消費者センターですか、あとeガス料金ドットコムとかというふうに、料金の比較のサイトができてはいるのですが、どちらも、今の都市ガスの料金の設定はとても明白ではっきりしているけれども、LPガスのほうはどれも高く不透明であるということがみずから書いてあるわけですね。

しかもそのサイトには、書面の交付をする事業者がいい事業者であるとして書いてありますが、既にある液石法の中には、プロパンについてもきちんと書面の交付をしなければいけないという契約条件があるわけです。さらに、いい事業者の契約書面には、料金体系、基本料金と重量料金と対応設備の利用料、それから料金の改定の規定、ならびに配管などの所有権が誰であるかが書かれているはずで、14条の書面で確認するようにとあります。平成9年にLPガスが自由化してから、この法律というのは存在しているにもかかわらず、このような状況が続いているということに対して、消費者としてとても不安に思っています。

ですので、二村委員のご指摘に対して、こちら4ページのご指摘事項②についてというところの最後のポツですね、「定型的な料金メニューを標準メニューとして公表することは、全てのガス小売事業者にとって望ましい行為である旨をガイドライン等に記載する」とあるのですが、これは今までのLPガスと全く同じ状況で、これが書いてあるからといって決して、今後都市ガスの自由化が行われたときに料金メニューがきちんと消費者に提示されるとは限らないということです。ですので、どうすれば消費者に向けて契約書類の提示がきちんと行われるようになるかということを検討いただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

これはお答え、いかがですかね。

○藤本ガス市場整備課長

ありがとうございます。今回整理をさせていただいたのは、法的義務を課すのではなくて、ガイドラインで対応するということです。定形的な料金メニューを標準メニューとして公表することは望ましい行為であるという形にガイドラインに記載をするということですが、ご指摘にもありましたとおり、今後につきましては、こうした対策による状況もよく見ながら、さらなる対応が必要であれば、その時点でしっかり検討していくということかと思っています。

○大石委員

この場合は、そうならないための制度設計をしているのではないのでしょうか。問題が起こってから対策を考えるのではなくて、そのような問題が起こらないための制度設計をしていく会議だと思っていますけれども、違いますでしょうか。

○藤本ガス市場整備課長

御指摘のとおり、需要家の保護というのは法律上、大事な部分でございますので、例えば適切な対応がなされていないければ、状況に応じて業務改善命令等も考えられると思いますし、多様なやり方はあろうかと思っています。ガイドラインでスタートしまして、仮に不十分であれば、法律上の措置も含めて今後検討していくということかと考えています。

加えまして、契約時の供給条件の書面提示は、前回もご議論いただいたように既に法律上義務づけられておりますので、そういう意味では書面で需要家にこういう条件で供給をしますというところは法律上の義務としてしっかり課されているということかと考えています。比較をするための公表については、今回は法律上の義務づけまではしないけれども、ガイドラインで整理をするというご提案でございます。

○山内委員長

それと、流通企画官からまたご説明を。

○田久保石油流通課企画官

ご指摘ありました販売指針でございますが、これまでと変わらないじゃないかということについてなんですけれども、変わったのが1点だけあります。それは、これまでは一般消費者に公表されてこなかったんです。要するに、業界内の業者内での取り決めだったために、これまでは自助努力として消費者には全く明かされてこなかったんですね。

ただ、私自身も業界もこれではと危機感をやはり新たにしまして、これを消費者に、こういう取り決めがあるということを公表しようということで、この7月から公表してまいります。したがって、いろんな消費者の方からそういうようなお叱りの言葉を受けながら、そういうようなほかからの批判も受けながら、LP事業者みずからがそういった努力を推進していくと。このような効果を有しているものと考えてございます。

○山内委員長

この点、非常に重要な点ですので、大石委員からご指摘の点はもう一度整理をして、事務局から回答していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

松村委員どうぞ。

○松村委員

今ずっと議論が続いている点に関してです。二村委員は納得された、ガイドラインで納得されたようなのですが、大石委員にはご納得いただけていないようです。実は私も納得していません。これに関しては、今、決めないで、もう少し議論したいと思っています。

それはどういうことなのかというと、この後、経過措置料金の議論をしたいと思います。経過措置料金は、恐らく全ての事業者には課さないという格好になると思うのですが、そのときの代替的な手段として何を考えるのかという文脈で、少なくとも一つのメニューを公開させて、その料金が著しく高くないことはチェックするのは、選択肢の一つになり得ると思います。

そうすると、その場合には全ての事業者ということではないとしても、今まで都市ガスを供給していた一般ガス事業者に関して何らかの規制を課すことは、今の段階で決め切らないで、そちらを議論するときにもう一度議論したいと思っています。

大石委員は、料金に関して、不透明だということと、高過ぎるということを指摘された。不透明という問題については、書面で確実に交付されるということが実行されれば、かなりの程度解消するのかもしれない。しかし一方で高過ぎるということに関しては、個々の消費者には料金表は見せるけれども、公表されないような類いのものについては、完全にノーチェックでいいのか。ガイドラインで書くだけでいいのかというのは、まだもう少し議論しなければいけないのではないかと思います。

新規参入者も含めて全ての事業者に課すべき事項に関しては、この事務局案でいいと思います。

それからもう一つは二村委員のご意見。前回の議論だと、もう一つの論点は、約款で供給することを義務づけるというようなことすら入っていたのかもしれないと思った。少なくとも1つの標準的なメニューを公表するという事は、そこから特定の消費者に対して0.5%引きで売りますとかというようなことまで禁止しているわけではない。その意味では十分な自由度は確保されるということになり、その点については今までの意見では異論がなかったと思うので、これで整理できたと思います。一方ガイドラインだけでいいかどうかというのは、もう少し別の問題を議論した後でもう一度戻っていただければいいと思っているのですが、いかがでしょうか。

以上です。

○山内委員長

今、引頭委員と深山委員から上がっていますが、二村委員、別の意見ですか。これとは別の論点ですか、わかりました。

それじゃ、今、松村委員からご指摘ありましたように、この点についてはもうちょっと我々としても議論を深めるということにさせていただこうと思います。

順番でいうと、引頭委員からどうぞ。

#### ○引頭委員

ありがとうございます。前回ご提案させていただいた3社提案のその後について、ご報告いただきましてありがとうございました。託送の受付センター、3社とも託送の情報センターを設置されるなどこのあたりはお約束どおり進んでいるということがわかりました。ただ、ほかの項目を見ると、検討中とか、まだ研究中であるとか、あるいはこちらの小委でももう少し制度設計が決まらないと最終的に決め切れないことがある、といった内容などのあったと思います。

現在の状況についてはわかりましたが、このご報告は今回に限らず、また節目、節目、例えば進捗したときなどにぜひお話を伺いたいと思います。この3社提案には大変重要なものがいろいろ入っていると認識しておりますが、今後お話を伺う際には、やり方というよりも、どのようなポリシー、考え方でそのやり方に至ったかという背景についてもあわせて必ずご説明していただけると理解がより深まると思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○山内委員長

ありがとうございます。

次は深山委員でよろしいですか。はい、どうぞ。

#### ○深山委員

すみません、ちょっと議論を戻してしまう形になって恐縮なんですけど、先ほどの二村委員から始まった議論について、基本的には需要者の保護、とりわけ消費者の保護を厚く考えるということは極めて重要だというふうに私自身も考えております。そういう意味で、松村委員がおっしゃったように、まだここで決め打ちをしないでさらに議論をするということについても全く異論はございません。

したがって今後の議論を待ちたいと思いますけど、1点だけ留意点といいますか、気がついた点を申し上げますと、先ほど来の議論には2つの側面が含まれていると思います。つまり1点目は、契約の内容なり、その供給条件なりが必ずしも明確ではないために、需要者に正しく理解されないまま契約をされる場合がある。恐らく消費者センター等に寄せられる相談の多くはそういったことが原因になっていることが予想されるわけです。

そういう意味では個々の契約において、契約条件として、料金に何が入っているかとか、その他のこともきちんと需要者、消費者に伝えられるということはもちろん大事で、そのためにどのような仕組みをつくるかということは手厚く考えるべきだというふうに思います。

2点目として、その側面と無関係ではないんですけど、少し別の観点として、他の業者が供給しているものと当該業者の供給しているものとがどう違うのかとか、需要者、消費者にとって

どの点で有利なのか不利なのかという、要するに他者との比較の情報がやはり必要だというご指摘も、もともと二村委員のお話にはあったと思います。

それらはもちろん密接に関連するんでしょうけど、やはりちょっと違った側面があって、先ほど来指摘されている比較サイトなどは、まさに横に並べてどこがどう違うのかということに着目しているわけです。その視点というのもそれなりに大事だとは思いますが、しかし自由化という考え方というのは競争性をそこに導入して、各事業者の営業努力で自己アピールをしろということ、その中で値段についてもおのずと、ある程度理解が得やすい価格におさまっていくだろうということが期待されているんだと思います。

そういう意味でいうと、自由競争を導入したというももとの議論の出発点からすると、余り過度に、少なくとも法律レベル、省令レベルで何をどう書きなさいということまで縛ってしまうのがいいのかということ、やや窮屈になってしまう側面もあろうかと思えます。その辺も踏まえて今後の議論をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

二村委員どうぞ。

○二村委員

私のほうは単純な質問ですが、今の3社の報告を伺っていて疑問に思ったので、事務局の方で教えていただければと思います。託送のことが出てきていますが、託送料金というのはどういうふうに決められるのかということです。

といいますのは、電力のほうは、電力取引監視等委員会の中に専門の委員会ができて、そちらで今、検討をされているというふうに承知をしているんですけども、ガスの託送料もそういうような仕組みになるのか。すでに決まっていたらこういうように決まっているというのを教えていただきたく、また決まっていなとすれば、ここの論点で検討するというのを、どちらなのかを教えていただければと思いました。

以上です。

○山内委員長

事務局、お願いします。

○藤本ガス市場整備課長

ガスも電気と同じような形になります。加えて、託送料金にどういう費用までを入れるべきかどうかという点は大きな論点ですので、この小委員会でもご議論いただければというふうに考

えております。

○山内委員長

よろしゅうございますか。

草薙委員、どうぞご発言ください。

○草薙委員

ありがとうございます。橘川委員からご質問があつて、東京電力様からお答えがあつた点、資料5に基づいてちょっとお伺いしたいと思っております。

まず、余り検討状況が芳しくないという場合に作業会の設置といったことが考えられようかと。これは理解できるんですけども、3ページの(キ)の※のところですね、「大阪ガスでは、本年8月27日に、行政当局様、託送利用者様、大阪ガスが同席し、託送検討会にかかる中間報告を実施済みです」ということでございます。他社さんにおかれましても近々同じようにされるのか。また、成果はこの審議会に何らかの形で出されるご予定があるのか。進捗するたびにこの審議会で報告をというお話も先ほどありましたけれども、このスケジュール感ですね、これを教えていただけたらと思います。

○山内委員長

これ沢田オブザーバーですか、よろしく願います。

○沢田オブザーバー

ただいまの草薙委員のご質問にお答えいたします。大阪ガスでは、既に託送検討会での検討内容へ、今どんなことが議論されていて、どういう進捗なのかということにつきまして、ガス市場整備課様のほうへ中間報告をしたというふうにお聞きしてございます。私どもも、今、東邦さんも含めて適宜、意見交換をさせていただいておりますけれども、早晩、ガス市場整備課様のほうに、状況につきましてはご報告をさせていただきたいというふうを考えてございます。

以上です。

○山内委員長

よろしいですか。

川岸オブザーバー、この件ですか。後でよろしいですか。

○川岸オブザーバー

小売自由化の自由化対応についての事業者の状況をご説明したいので、後で結構でございます。

○山内委員長

わかりました。

それでは柏木委員、どうぞご発言ください。

○柏木委員

2ページ目に、自由化の施行期日について違和感は全くありません。スピーディーさをもってやるということに関しては異論はないんですけれども、ただこれは一番最後に書いてあるように、実際の施行の時期についても今後の議論を踏まえてと。ですから導管部門の責任と、それから家の中まで入るこの小売部門の責任と、それから委託だとか安全だとか安心だとか、この安全性に関する委託の条件をどうするかとか、かなり細かいことを決めないといけない。ガスは物理的に、電気よりはやはり物質ですからね、物質の流れができるわけですから、漏えいとかそういうものもしやすいですし、機器が本当に適切に使われているかということまで本来、小売事業者がチェックしなきゃいけない話になりますから、そういう安全性ということを十分に考慮に入れて、かつスピーディーにいつまでできるかということ十分に検討する必要があるんじゃないかと思えます。

これはBtoBの話になるのかもしれませんが、家庭内であればBtoCの話になりますから、ここに書いてあることに異論はないが、これからいろんな責務とか、あるいは状況をよく考えた上で、なるべくスピーディーに施行時期を決めていくというふうにしていただきたい。ただし安全性は優先する必要があるんじゃないかと思えます。これコメントです。

○山内委員長

ありがとうございました。

委員の方から、議題の1番目について何かほかにご発言ございますか。

よろしければ、川岸オブザーバーお願いいたします。

○川岸オブザーバー

ありがとうございます。小売全面自由化の施行時期につきまして、現時点での私ども事業者の対応状況を述べさせていただきます。公布後2年6カ月以内での全面施行ということでございますが、まず私どもガス事業者におきましても、できる限り早期の自由化実施に向けまして全力で対応してまいる所存でございます。

前回のプレゼンテーション時にも述べさせていただきましたけれども、大手の事業者では既にでき得る範囲で自由化時の業務フローのあり方がありますとか、関連のシステムの調査等も進めておるところでございます。しかしながら、検討時間が短いことは前回申し上げましたとおりでございますけれども、ガスにおきましては、需要家にかかわる情報システムが、ガス料金だけではなく、先ほどもお話ございました需要家保安関連や、需要家から受注するガスの内管工事と数多く存在をいたしております。それらが相互に連携をしておりますため、その改修範囲が大き

なものとなっております。

ご存じのようにこのような大きなシステムの改修では、各社、あるいは自社関連のシステム部門だけでは対応ができず、いわゆるシステム会社に作業の外注を行うこととなりますが、このような大規模基幹システムに対応できるシステム会社のシステムエンジニア、SEさんでございますが、これは電力業界さんの顧客システムや、いわゆるマイナンバー制度対応などを行う方と同じ方々でございます。現状このようなシステムエンジニアの確保が極めて厳しい状況であると聞いております。

また、確保できた場合にも、つくるべきシステムの内容、すなわちシステム要件が定まっていなかった場合には、当然、作業の手待ちや、いわゆる手戻りなどが発生いたします。最終的にシステムテストなどに十分な期間を確保できない懸念がございます。

先ほど申し上げましたように、既に一部の大手事業者においては先行的に可能な限りシステムエンジニアも確保いたしまして、他のシステムとの連携状況の調査など、システム要件確定前ででき得る範囲での作業を進め始めていると聞いておりますが、まずはシステム要件の一刻も早い確定が望まれるところでございます。

さらに中小事業者におきましては、自社内にシステムの専門組織を保有していない場合も多いこととございます。これは要件が確定いたしませんと外注できませんので、今後の外注手配等は極めて厳しいものと考えております。自由化開始時期で必ずシステムで対応すべき項目を吟味していただくと、それから、既に議論の順序にもご配慮いただいておりますが、その内容の確定を早期にお願いしたいと思います。

さらに4月につきましては、年度の変わり目でございます。3月下旬から4月上旬はご存じのように年間で最も転居や移動が多い時期でございます。ガスでは供給終了時の閉栓や使用開始時の開栓に個別訪問して対応しております。この時期は委託先等も含めまして、最大繁忙期としての体制をしき、対応をしております。この時期に自由化にかかわる新しい業務フローを導入し、新しいシステムを稼働させるのは、ほかの時期に比べまして極めてハードルが高いものと考えております。

以上、現状の対応状況について申し上げますが、現時点におきましては4月の開始というの見通せない状況でございますが、私どもガス事業者としてはできる限りの早期自由化に向けて努力してまいり所存でございます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。



これについては特に事務局からありますか。

○藤本ガス市場整備課長

柏木委員からもお話ありましたとおり、我々も安全性は重要と考えております。加えてガス協会様からもありましたとおり、小売、託送といったシステムにかかわる部分を優先的にご議論いただくということかと考えております。そういう意味では、本日、29年4月と決めるわけではございませんけれども、29年4月を念頭に置いてご議論を加速していただければというふうを考えております。

○山内委員長

ありがとうございます。

議題1について、そのほかご発言ございますか。

よろしければ議事を進めさせていただきます。ご協力ありがとうございます。

## (2) 小売全面自由化等の詳細制度設計について

○山内委員長

2つ目ですけれども、議題の2、小売全面自由化等の詳細制度設計についてということでございます。これはまず事務局から資料6についてご説明をお願いいたします。よろしくお願いたします。

○藤本ガス市場整備課長

はい、ご説明いたします。資料6、1ページ目をご覧ください。本日もご議論いただきたい論点として10点整理させていただいています。

1. ガス小売事業者の登録申請。2. 登録拒否・登録取消。3. 変更登録・事業休廃止。4. ガス小売事業者の供給力確保義務。5. ガス小売事業者に対する業務改善命令。6. 最終保障供給。7. 最終保障供給に関連する論点。8. 開栓等におけるガス小売事業者と一般ガス導管事業者の役割分担。9. 一般ガス導管事業者等に該当することとなる導管の要件。10. 承認事業者制度の10点でございます。

前回のご議論で、議論すべき論点と確認すべき論点を区分するようご指示がございましたので、今回、星をつけさせていただいています。星をつけております論点2、5、6、8は特にご議論いただきたい論点でございます。その他の論点はご確認いただきたい論点です。

下の注2にございますとおり、次回以降に特にご議論いただきたい論点としては、経過措置料金規制、託送供給制度、二重導管規制、パイプライン整備のあり方等が挙げられます。

それでは本日もご議論いただきたい4つの論点を中心に説明させていただきます。

2 ページ、1. ガス小売事業者の登録申請についてですが、登録申請書の記載内容、添付書類が論点となります。

論点1の記載内容ですが、3 ページにありますとおり、需要に見合った十分な供給能力を確保できているか否かを確認するため、1年間のうち需要がピークを迎える1時間における需要見込みに対する同時間帯における供給能力の確保の見込みを記載させることとしてはいかがでしょうか。

また、改正ガス事業法第4条第1項第7号におきましては、経済産業省令で定める事項も登録申請書に記載させるとしているところであり、ガス小売事業の登録を受けようとする者が反社会的な勢力であるなど、公共の利益を阻害するものでないか等を確認するため、ガス小売事業以外の事業の概要、電話番号、メールアドレス等の連絡先を記載させることとしてはいかがでしょうか。

4 ページでございます。論点2の添付書類ですけれども、ガス小売事業の登録を受けようとする者がガス小売事業者としての適格性を有するか否かを経済産業大臣が確認するため、記載している①から⑥の書類としたらいかがでしょうか。

特に、⑥選任しようとするガス主任技術者に関する書類は、ガス事業の特性を踏まえたものでございます。

熱供給事業につきましては、下の2つ目の星印にありますとおり、①から⑤までの書類に加えまして、事業計画書等の書類もあわせて提出させることとしてはいかがでしょうか。

6 ページをご覧ください。2. 登録拒否・登録取消についてです。

それぞれ具体的な判断基準をどうするかが論点となります。こちらは特にご議論いただきたい論点です。

7 ページ、論点1、第6条第1項第4号の登録拒否の判断基準をどうするかですが、例えば枠囲みに記載している①から④としてはいかがでしょうか。

- ① 需要に見合った十分な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者
- ② 過去に業務改善命令を受け、結果、ガス小売事業を廃止したものの、十分な改善策を講じないまま再度登録申請を行った者
- ③ 保安義務の履行体制が十分でないため、公共の安全を確保することができないと認められる者。こちらはガス事業の特性を踏まえたものとなります。
- ④ 需要家からの苦情や問い合わせに対応できる体制が整備される見込みがないなど、需要家の利益を確保するために適切でないと認められる者

以上を登録拒否の判断基準としてはいかがでしょうか。

この論点につきましては、電気事業法においても同様の整理がなされております。また、熱供給事業法においても同様の論点が存在しますが、同法においては法律上、熱供給事業者に対して、熱供給事業を適正かつ確実に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有することも求めております。

①から④に加えて、熱供給施設を適切に維持運用することができる技術者を十分に有さない者などにつきましても登録拒否の対象とする予定でございます。

8ページ、論点2です。登録取消の具体的な判断基準ですが、ガス小売事業者の登録が取り消された場合、当該事業者から小売供給を受けていた需要家は一定程度の不利益をこうむる可能性があります。これを勘案してもなおガス小売事業の運営に悪質性が認められる場合には、当該ガス小売事業者の登録を取り消すことで需要家保護を図る必要があると考えております。

判断基準につきましては、枠囲みにございますとおり、業務改善命令、または供給力確保命令を受けたものの、一向にそのガス小売事業の運営が改善されず、これを放置しては需要家の利益を著しく阻害すると認められる場合としてはいかがでしょうか。

この論点につきましては、電気事業法においても同様の整理がなされています。また、熱供給事業についても同様の整理としてはいかがでしょうか。

9ページ、3. 変更登録・事業休廃止についてです。

論点1、変更登録を要さない軽微な変更の範囲をどうするか。

論点2、ガス小売事業を休廃止しようとする場合の、需要家に対する周知の時期及び方法をどうするかでございます。

まず論点1ですけれども、11ページのイメージ図をご覧ください。上段にありますように、需要の見込みの増加であって、供給能力の見込みを上回るもの。供給能力の見込みの減少であって、需要の見込みを下回るものについては、変更登録を受けるべき事項と考えます。

一方で、下段にありますように、供給能力の見込みの範囲内で需要の見込みを減少、増加させる場合。あるいは需要の見込みを上回る状況で、供給能力の見込みを増加、減少させる場合については、変更登録は不要となる軽微な変更事項と整理してはいかがでしょうか。

論点2、事業休廃止の際の周知の時期及び方法ですけれども、12ページをご覧ください。

周知の方法としては、①訪問、②電話、③郵便などによる書面送付、④電子メールの送信等をご提案させていただきます。

周知の時期としましては、需要家がほかのガス小売事業者を選択する十分な時間的余裕を確保するため、原則として休廃止の少なくとも1月前までに周知させることとしてはいかがでしょうか。

14ページ、供給力確保義務でございます。何をもち供給力確保義務が履行されているとするか。供給力確保命令の発動基準が論点になります。

15ページにありますとおり、需要については、気温の変化などによる需要の変動分を含めた需要と捉えるべきである。これを上回る供給能力を確保することが求められるというふうに考えております。このため需要の上振れ等の可能性に対応するため、一定の供給予備力を確保することが適当であると考えております。

16ページです。供給力確保命令の発動基準ですけれども、四角囲みの1つ目の丸の①にありますとおり、常時供給力不足を発生させている場合。あるいは②短時間であっても極めて大きな供給力不足を発生させる場合と整理してはいかがでしょうか。

続いて17ページの、5. 業務改善命令の発動基準でございます。こちらは特にご議論いただきたい論点と考えております。

18ページに具体的な発動基準を7点整理しております。

- ① 需要家と小売供給契約を締結したにもかかわらず、正当な理由なくガス供給をしない場合
- ② ガス工作物に事故があったにもかかわらず適切な対応をしない場合
- ③ 需要家からの解約の申し出に応じない場合
- ④ 契約の変更・解約を著しく制約する内容の供給条項を定める場合
- ⑤ 消費機器の調査、結果の通知をせず、または方法が適当でない場合
- ⑥ 特定の競合相手を市場から退出させる目的で、不当に安い料金で小売供給を行う場合
- ⑦ 一般ガス導管事業者に対して、不当な手段を用いて託送供給業務について自己に有利な取扱いをするよう働きかける場合、の7点でございます。

注1にありますとおり、業務改善命令を受けたガス小売事業者は、その需要家に対してその事実を公表しなければならないこととし、経済産業省もホームページ等においてその事実を公表することとする予定でございます。

② ⑤、下線を引いているところは、ガス事業の特性を踏まえたものでございます。

この論点については電気事業法においても同様の整理がなされています。また、熱供給事業法においても同様の論点が存在します。例えば、①から④までの場合においては、熱事業法についても業務改善命令を発動することとしてはいかがでしょうか。

19ページ、6. 最終保障供給についてです。

まず、一般ガス導管事業者は最終保障供給義務を負いますけれども、この最終保障供給を拒むことができる正当な理由の範囲をどうするかが論点となります。また、最終保障供給に係る妥当な料金水準をどうするかも論点となります。こちらは特にご議論いただきたい論点と考えてお

ります。

20ページをご覧ください。まず論点1、最終保障供給を拒むことができる正当な理由の範囲ですけれども、需要家保護に万全を期すためには、ほかのガス小売事業者に対して料金の不払いが続いているという事実だけをもって直ちに最終保障供給を拒んでもよいと整理することは適当でないと考えております。

例えば枠囲みにありますように、5つの場合を、最終保障供給を拒み得る場合と整理してはいかがでしょうか。

① 需要家に対して最終保障供給を行ったにもかかわらず、当該需要家が必要な料金を支払わない場合

② 一般ガス導管事業者が最終保障供給を行うために供給力を確保する十分な努力を行ったにもかかわらず、必要な供給力を得られなかった場合

③ ガス小売事業者に対する不払いを理由として、需要家に対して保証金の支払いを求めたにもかかわらず、当該需要家がこれを支払わない場合

④ ガス工作物の故障による供給不能の場合

⑤ 天災地変その他の不可抗力による場合、と整理をしております。

21ページ、論点2の妥当な料金水準でございます。

最終保障供給に係る料金が、ガス小売事業者が提供する標準的な料金よりも低廉となっている場合は、状況は適当ではないと考えております。

2ポツ目のポツの最後にありますとおり、最終保障供給に係る妥当な料金水準は、標準的な料金の1.2倍程度としてはいかがでしょうか。根拠としては3点ございます。

① 現行の電気事業法においては1.2倍程度の水準として設定されておりますが、足下これに特段の問題が生じていないこと。

② 多くの需要家が一般ガス導管事業者に対して最終保障供給を依頼した場合は、導管事業者はスポット取引でLNGを調達することも想定されます。ここ10年間の平均値では、スポット取引における価格は長期契約における価格と比べて高くなっています。ちなみにおおむね1.2倍で推移しております。

③ 最終保障供給に係る料金を標準的な料金と比較して著しく高くした場合、最終保障供給を受ける需要家の利益を損なうおそれがあること。

以上より、標準的な料金の1.2倍程度をご提案させていただきます。

23ページ、7. 最終保障供給に関連する論点でございます。ガス小売事業者による小売供給契約の解除に係る規律をどうするかが論点になります。

24ページの図を見ていただければと思います。小売事業者が小売供給契約を解除する場合は、解除を行う15日程度前に需要家に対して解除日を明示して解除予告通知を行い、5日程度前にも最終的な通知を行うということとしたいと考えます。解除予告通知の際には、一般ガス導管事業者による最終保障供給を申し込むという方法があることを説明することと整理をしております。また解除の10日程度前までに、ガス小売事業者から一般ガス導管事業者に対して託送供給契約の解除の連絡を行うことと整理をしております。

25ページです。ガス小売事業者が突然倒産して、需要家との小売供給契約が解消された場合、閉栓されていなければ引き続き導管を通じてガスが流れ込むこととなります。この期間におけるガスの供給に係る契約関係をどう整理するかが論点でございます。

ガスの無契約の状況をどう整理するかということになります。一般ガス導管事業者による最終保障供給と整理するというやり方があります。もう一つは、新たなガス小売事業者、ここでいいますとBですね、との小売供給契約に基づくガスの供給と整理するというやり方があります。こちらにつきましては需要家保護の観点から、需要家自身が選択できることとしてはいかがでしょうか。

27ページ、8. 開栓等におけるガス小売事業者と一般ガス導管事業者の役割分担についてでございます。

論点1としましては、ガス栓の開閉栓業務の担い手をどちらにするか。

論点2としましては、ガスメーターの検針業務の担い手をどうするかがございます。こちらは特にご議論いただきたい論点と考えております。

下の表を見ていただきますと、開閉栓時の主な業務を整理させていただいています。開栓時の業務と担い手を見ていただきますと、内管漏えい検査は一般ガス導管事業者が行うこととなります。一方、消費機器調査、あるいは消費機器の危険発生防止の周知、各種説明確認等はガス小売事業者の責任と整理されております。

29ページでございますが、ガス栓の開栓作業は、ガス小売事業者と需要家にとっては小売供給の開始、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者にとっては託送供給の開始ということになりまして、2つの性格を有しております。しかしながら、そもそもガス栓を開栓することとなったのは、需要家とガス小売事業者の間で小売供給契約の締結があったからであり、一般ガス導管事業者によって行われる託送供給はこの小売供給契約の締結に起因して行われるものであると考えております。

このため、物理的な開栓作業につきましては、一義的な責任を有する者はガス小売事業者であるという形で整理してはいかがでしょうか。

また開栓時には、先ほど表で見ていただいたとおり、一般ガス導管事業者とガス小売事業者のそれぞれが作業に出向く必要がございますけれども、別々の時間帯に需要家宅を訪問することとなりますと需要家の利便性を損なう可能性がございます。

この点、小売全面自由化後も需要家の利便性を損なうことのない環境を整備するとともに、新規参入者のガス小売事業への参入を促すという観点から、一般ガス導管事業者は新規参入者たるガス小売事業者からの依頼があった場合には、正当な理由がない限り開栓等の業務を適切な条件で受託することなどをガイドライン等で求めることとしてはいかがでしょうか。

30ページの論点2、ガスメーターの検針業務の担い手をどうするかでございます。

開栓と同様、ガスメーターの検針も小売供給料金の算定、それから託送供給料金の算定という2つの性格を有するものであります。他方、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者が二重に検針をすることは社会的に非効率であるということで、一元化することが望ましいと考えています。

この点、ガスメーターは一般ガス導管事業者の資産であるということに加えて、現在の一般ガス事業者は既に多数の検針員を抱えているということから、ガスメーターの検針業務については一般ガス導管事業者が行うこととしまして、これによって得られた値については一般ガス導管事業者からガス小売事業者へ通知させることとしてはいかがでしょうか。

31ページです。9. 一般ガス導管事業等に該当することとなる導管の要件についてでございます。

32ページにありますとおり、本委員会の1月の報告書における基本的な考え方は、現行の一般ガス事業者の導管部門が一般ガス導管事業となり、現行のガス導管事業者の導管部門が特定ガス導管事業となるというものであります。現行の簡易ガス事業はそのほとんどがLPガスを小規模な団地等に供給する事業でありまして、そもそもその託送供給に係るニーズは存在しないと考えられます。よって現行制度下においても託送供給義務等が課されていません。このため、小売全面自由化後においても、これを一般ガス導管事業等とは整理せず、ガス小売事業として整理する予定でございます。

この点、現在の一般ガス事業者の中には例外的にLPガスのみを供給している小規模な事業者が存在しますが、こうした事業者の事業実態は簡易ガス事業と差異がないことから、一般ガス導管事業等には該当しないこととしてはいかがでしょうか。

33ページ、10. 承認事業者制度についてでございます。

改正後のガス事業法第48条第1項においては、一般ガス導管事業者に対して託送供給約款の策定を義務づけております。しかしながら、託送供給の申し込みを受ける見込み等を勘案して、

状況によっては経済産業大臣の承認を受けた場合は託送供給約款の策定を求めないということとしております。

35ページにフロー図を記載していますが、まずは承認事業者制度に係る現行の判断基準を確認させていただきます。

① 需要家の数が15万件以上存在する場合には、託送供給約款を策定する必要があります。

②のところ、需要家の数が15万件未満であって他の事業者と導管が連結されていない場合には、託送供給約款を策定する必要はございません。

また、⑤のところになります。需要家の数が15万件未満であって他の事業者と導管が連結されている場合、今度は大口の件数を見ることになっています。大口等の件数が3件以上の場合には、託送供給約款を策定する必要があります。3件未満の場合には、託送供給約款を策定する必要がありません。小売全面自由化後は大口、小口の差がなくなり、大口契約の件数で差を設けることは適当ではないというふうに考えます。そういう意味では、⑤の区分は不要となると考えます。

34ページの枠囲いに整理をさせていただいていますが、需要家の数が15万件に満たない一般ガス導管事業者であって、その維持・運用する導管がほかのガスを供給する事業を営む者が維持・運用する導管と連結していない者については、承認事業者として託送供給約款の策定を求めないということとしてはいかがでしょうか。

なお、特定ガス導管事業者に係る承認基準については、その維持・運用する導管がほかのガスを供給する事業を営む者が維持・運用する導管と連結していないものとする予定でございます。

以上、1から10まで、10の論点についてご説明させていただきました。最初に申し上げましたとおり、2. 登録拒否・登録取消、5. 業務改善命令、6. 最終保障供給、8. 開栓等における小売事業者と導管事業者の役割分担につきましては、本日、特にご議論いただければと考えております。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは議題の2に移ります。ここから詳細制度設計の議論に入りますので奮ってご議論いただきたいんですが、今、事務局からありましたように、特に2、5、6、8ですかね、この点についてご議論を多く賜ればというふうに思っております。もちろんほかの点についてもご意見いただきたいと思います。

さっきと同じですので、発言ご希望の方は名札を立てていただければと思いますが、いかが



でございましょうか。

すみません、松村委員、立てられているんですけど、オブザーバーですので後でよろしいですか。

○松村オブザーバー

はい、後ほどで結構です。

○山内委員長

それでは、池田委員どうぞ。

○池田委員

ありがとうございます。資料29ページの開栓時におけるガス小売事業者と一般ガス導管事業者の役割分担について、ガス栓の開閉栓業務の担い手をどうするかに関して、一般ガス導管事業者は新規参入者たるガス小売事業者から依頼があった場合には、正当な理由がない限り開栓業務を適切な条件で受託するなどを求めることとしたらどうかという記載があります。一般ガス導管事業者と明記されている趣旨はどういうところにありますでしょうか。

○藤本ガス市場整備課長

ありがとうございます。この場合、委託をする者はガス小売事業者、新規参入者ですので、ガス小売事業者ということで、委託をする相手方は一般ガス導管事業者になるであろうという趣旨であります。小売から小売に委託した場合は、内管漏えい検査等は、どちらもできないということになりますので、そういう趣旨でございます。

小売と導管という整理をさせていただいていますけれども、新規参入者と既存事業者という捉え方をさせていただいてよろしいかと思えます。

○山内委員長

それでは福田委員、どうぞご発言ください。

○福田委員

論点2と論点8の両方に多分関係するかと思いますが質問させていただきます。7ページで、論点2のガス小売事業者の登録拒否・取消の論点が挙げられており、③ではガス事業の小売ということで、小売事業者の責任を有する保安義務の履行体制の確認が必要であると書かれており、このこと自体に全く異論はありません。一方、先程も池田委員からご指摘のあった27ページもしくは29ページには、一般ガス導管事業者が担う部分と小売事業者が開栓時に担う事業が記されており、この中には保安に密接にかかわると思われる項目も記されています。その中で、先ほどもご指摘があった開栓等の業務を一般ガス導管事業者が小売事業者から委託を受けて行うという主旨の説明がされていますが、そうしますと論点2で書かれている保安の履行業務と

いうところが若干曖昧になってくるようにも思われます。すなわち、小売事業者の立場で保安業務として行うべき内容が少々曖昧になってくるようにも思われるのですが、そのあたりの見通しがあれば教えていただければと思います。

○藤本ガス市場整備課長

はい、29ページのところで、仮に委託をする場合も責任はあくまでもガス小売事業者にあるということでございまして、例えば委託をする先の者がきちんと保安を十分にやる能力を有する者であるとか、体制であるかといったところは、ガス小売事業者が責任をもってきちんと確認をしないといけないということだと考えています。

○山内委員長

よろしいですか。

引頭委員どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。まず2のガスの登録拒否・登録取消についてです。この内容で概ねよいと思うのですが、社会情勢の変化などによって拒否事由が変わる可能性もあります。想定されている以外のケースもあるかもしれないので、そうしたものをカバーできるような項目もあったほうがよいのかもしれないと思いました。

それから5の業務改善命令についてですが、18ページ目でございます。ここに記載されているようなことが起こった場合にはホームページで公表するというご提案ですが、これは非常によいことだと思っております。ただ、中身を①から⑦まで見ると、最後の⑦以外は小売マーケットのことだけを対象としています。⑦については導管事業者に対して、不当な手段を用いて、託送供給業務について自己に有利な取扱いをするように働きかける場合となっておりますが、このほか、導管事業者に対してお金を払わないということもあるのではないのでしょうか。こうした場合BtoBの場合のビヘイビアについても業務改善命令を出すべきではないかと思いました。

それから最終保障供給についてですが、前回の小委員会の際にもいろいろ議論があったと思います。少し気になりますのは、今回のご提案では、小売業者が倒れてしまうなど、小売契約が無契約の状態となった場合、消費者、つまり需要家は、最終保障契約を結ぶか、他の小売事業者と契約を結ぶかについて選択することになっています。一般の消費者の場合ですと、事業者が倒産したこともわからず、がまた最終保障契約を結ぶというアイデアもないといったケースも十分あり得るかと思います。幾ら自由化だから、消費者に自由に選択していただくのだ、といっても、ここまで実際にできるのかなという感じがしております。

最終保障供給については、仮に、個別契約がなかったとしても、約款で規定できるのでは

ないかと思った次第です。小売事業者が倒産した場合など突然無契約になってしまった場合には、自動的に最終保障契約に移行するという流れです。その後、需要家が新しい小売事業者と契約した時点からは、その新しい小売事業者との契約が始まるという考え方です。ここで問題となるのが、最終保障供給時の料金の回収についてです。これについては、新しく契約を結んだ小売事業者が行い、それを導管事業者にお支払いするというような仕組みを決めてしまえば、解決すると思います。小売事業者が倒産した場合に一般の需要家が、とっさにどういふビヘイビアをしなければならないか、迷わなくなるのではと思いました。

これに関して1点だけ質問があります。最終保障供給の期間というのはどれぐらいの期間を想定されているのか。このご提案の中では触れられていませんでしたので、教えてください。

それから、8番の開栓の話についてです。私は事務局のご提案で結構だと思います。ただしし気になるのが書き方で、「担い手」とありますが、物理的に開栓をする人のように見えてしまいます。しかし開栓という実際の行為そのものは、様々な業者への委託ということも想定されます。責任の所在という整理であれば、私はこのご提案には賛成です。これは確認です。

それから、1番の登録申請について、3ページ目ですが、反社に対してチェックが必要だというのは本当にそのとおりだと思います。ただそれが、当該事業者が行っている他の事業の概要ですとか、電話番号やメールアドレスだけでその役が担えるのか、率直に疑問を持っております。実際の申請内容を変えてくださいということではありませんが、例えば、警察とか、そういうところがリストを持っているかもしれませんし、行政のほうで他の省庁と連携をとるなどして運用をきちんとやっていただければと思っております。

最後にもう1点お願いがあります。論点4の供給力の確保義務についてです。自分たちが想定している需要よりも高い水準での供給力を持っていなければいけないという整理で、安定供給という観点から見たらそのとおりだと思います。一方で、自由化が進み様々な事業者が入ってきた際に、競争している間ほどの事業者も自社のシェアがどの程度になるか正確にあてることが難しいとみられます。そのため、過大な需要を予測して、それに応じて供給力を確保していくような姿も考えられます。そうしますと、日本全体で見たらかなり無駄な在庫が増えてしまうという懸念も捨て切れないのではないのでしょうか。

そこをお願いですが、仮に小さく産んで大きく育てるというような考え方の事業者がいた場合、しょっちゅう登録変更をされることもあり得ると思います。その場合の行政事務の短期化といたしますか、スピーディーにやっていただく必要があると思われまふ。今回のご提案ですと供給力を多く持っているところは登録変更をする必要はないので、多くの事業者が事務手続きを楽にするために、過大な調達をするようになりますと、先ほど申し上げたように日本全体の経済の効

率が悪くなってしまいます。そういう考え方ではない事業者に対して、行政のほうでタイムリーかつ短い期間で登録の変更を受け付けるというような事務フローを実現していただきたいと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

幾つかご質問がありましたので。

○藤本ガス市場整備課長

はい、ありがとうございます。まず登録の拒否でございますけれども、判断基準として、記載させていただいているのは例でございます、こちらが全てではないということだと考えています。その他事項という項目を設けるかどうかというのはわかりませんが、いずれにしてもここに書かれていることだけが判断基準の全てではないとご理解いただければと思います。

それから、導管事業者に託送料金を支払わない場合といったBtoBの場合は、託送契約が成立しないということにはなりますけれども、必ずしもBtoBの事項であっても需要家に悪い影響を与えることというのは当然あり得るでしょうから、そういった場合は、そこはしっかり見ていくということだと考えます。

それから最終保障供給ですね、消費者が選択できるという仕組みにさせていただいていますが、こちらですけれども、気づかないケースというのは想定はしておりますけれども、仮にこういった事態が生じた場合は、導管事業者は小売事業者Aが倒産したということは把握できますので、導管事業者から需要家に対してその旨通知をするということとさせていただいています。そういう意味ではそれを受けて最終保障供給を選ぶか、あるいは新しい小売事業者Bを探して、供給をしてもらうかというところを需要家としては判断し得ると考えています。

考え方としましては、どちらかに決めてしまうというやり方もございますけれども、需要家保護を厚く見て選択できるという形をご提案させていただいています。ちなみに電気事業につきましても同様の整理をさせていただいているところでございます。

それから最終保障供給の期間でございますが、今のところ想定はしておりません。何カ月以内とかという形は想定はしておりませんが、ご了承いただけるのであれば標準的な料金の1.2倍という形になりますので、基本的には需要家は新しい小売事業者を探して契約をすることになるかと思えます。長い時間、最終保障供給を受けるという選択はされないのではないかと考えています。制度的に何カ月以内とか、そういう期間は想定はしておりません。

それから担い手のところですが、最終的な責任は、開栓であれば小売事業者、メータ

一の検針であれば導管事業者という整理をご提案させていただいていますが、委託をするということはあり得ると考えています。その場合も委託先がきちんと業務を遂行できるかどうか等は責任を持ってチェックする必要があるということかと考えます。

それから登録の際の確認ですけれども、ここは他省庁の連携も検討させていただきます。極力、反社会的勢力を排除できるような形を整えたいと考えます。

それから、最後にご指摘をいただきました供給力確保義務の予備力のところ、各事業者が需要を多く見て、かつ予備力を持つと、全体としては過剰な予備力、供給力確保になってしまうのではないかとご指摘ですけれども、今回は制度が大きく変わる節目でもございますので、供給力の確保、安定供給にプライオリティを置いて、こうした形の制度をご提案させていただいております。今後、制度を検証していくところで、全体として不具合が生じていればそこはまた折々見直していくということかと思えます。

ありがとうございました。

#### ○引頭委員

最後のポイントは、安定供給という考え方に反対しているのではなく、それに付随して登録変更が行われた場合に速やかに対応していただきたいというのが主旨でございます。

#### ○藤本ガス市場整備課長

はい、ありがとうございます。登録変更につきましては、基本的には標準処理期間を定めまして、長くならないようにという取り扱いをすることになるかと思えます。ちなみに電気の登録は30日間が標準的な処理期間となっております。申請があった場合には30日以内に登録がなされるということとなっております。

#### ○山内委員長

じゃ、次に大石委員ご発言ください。

#### ○大石委員

ありがとうございます。まずガス小売事業者の登録申請のところ、先ほどの議論とも関連するのですが、消費者に対して透明な料金形態をきちんと掲示するという意味で、この登録申請のところ、例えば標準料金表の表示方法を必ず記載してもらおうというようなことを入れるというのも一つの方法ではないかと思えますのでご検討ください。

それから、ガス小売事業者に対する業務改善命令についてという18ページのところですけれども、ここの⑥のところに「特定の競合相手を市場から退出させる目的で、不当に安い料金で小売供給を行う場合」と書いてあるのですけれども、消費者にとっては競争によって価格が安くなるということはメリットでもあるわけで、そこで何をもって不当に安いというふうに判断するの

かというところをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、ここでご質問すべきではないのかもしれませんが、①のところ「需要家と小売供給契約を締結したにもかかわらず、正当な理由なくガスを供給しない場合」とあるのですけれども、この部分についての質問です。1回目の議論のときにもオール電化のことについて意見を述べましたが、ガスと電気というのはそれぞれ得意分野があると思っています。電気は生活に必ずなくてはならないものであり、もちろん電気で熱をつくることもできますけれども、ガスから電気を作ってそれをまた熱にするより、ガスをそのまま熱源として使うほうがエネルギー効率もいいのではないかという意味で、オール電化が増えていくことについての懸念を述べました。

それで、こういうことは実際にはないのかもしれませんが、電力会社の方たちがいらっしゃるのでちょっと言いにくいのですけれども、電力会社の方がガスも売りますよと言って契約をする。しばらくはガスも売っているのだけれども、オール電化のほうが料金は安いですよとあって、ガスは売らずに電気だけを売ることになったというような場合は、この正当な理由なくガスを供給しない場合というのに当たるのかどうかという、そのところがちょっと気になりましたのでご質問いたしました。

それから、最終保障供給についての記載が21ページにあるのですけれども、この注意書きのところ、「標準的な料金とは旧一般ガス事業者が経過措置料金規制を課せられる場合には」と書いてあります。では、経過措置が外れた場合にはどこを基準にするのかというようなことは、この中には書いていないのかなと思いましたので、それも一つご質問させていただきました。

今のところ以上です。

○山内委員長

すみません、お答えをお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

はい、ありがとうございます。最初のご質問の表示方法について、登録申請のときに提示させるという点は、前半の議論も含めまして一度あずからせていただきまして、再度、整理をさせていただければと思います。

それから18ページですね、業務改善命令の不当に安い料金の部分でございますが、これは基本的には原価割れをして供給をする場合と考えております。

それから、オール電化に関するご指摘、ガスを一緒に売って、その後オール電化にしてというケースが、正当な理由なくガスを供給しない場合に当たるかというところですが、ご指摘のようなケースであれば、これは当たらないのではないかと思います。需要家の方も納得された上で

そちらに移行されるのであれば、それは問題ないと思います。仮に、自分はガスを引き続き供給してもらいたいというのにもかかわらず、供給をとめるとかいったようなことがあれば、正当な理由なくガスを供給しない場合に当たるかと思いますが、需要家の方も納得してということであれば、これはこれには当たらないということかと思いますが。

それから21ページの最終保障供給の標準的な料金でございますが、経過措置料金規制がない場合は、基本的には同じ地区の料金の平均的な料金をとるとかいったようなものと比べて1.2倍程度という判断かと思いますが。経過措置料金がある場合にはそちらを参考とするということかと考えます。

以上でございます。

○山内委員長

よろしいですか、大石委員。

○大石委員

すみません、今の最後のところの確認ですけれども、経過措置が切れた後はどう考えるのでしょうか。

○藤本ガス市場整備課長

同じ地域のガスの料金の平均値でありますとか、主要なプレーヤーのガスの料金の平均値ですとか、そちらをベースにして、その1.2倍という形になるかと思いますが。

○大石委員

では、やはり料金がわからなければ算出できないということですね。わかりました。

○山内委員長

よろしいですか。ありがとうございました。

じゃ、松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員

まずスライド29、先ほど引頭委員もご指摘になっていた点。開栓を実際に物理的にやりたいという小売事業者はいるのでしょうか。内管検査も一緒にやりたいならまだわかるのだけれど、そこはネットワーク部門がやる、つまりどのみち全部自分ではできない。そのような状況でもなお開栓をしたい小売事業者はいるのでしょうか。もしいるなら、自分でやろうと思えばできるという選択肢があることは意味がある。ほとんどの事業者がやりたいと思っていないなら、内管検査に合わせて、初めから導管事業者とするのも自然ではないか。

一般ガス事業者間の競争、あるいはLPガス事業者の参入を考えれば、開栓をやりたいと言う事業者はありえないことはないと思いますが、具体的なニーズはあるのでしょうか。

それから、そうであったとしても、委託の料金をどうするのか。つまり委託の料金も託送料金並みに厳しく審査するのか。コストベースということは決めておくけど、導管事業者の言い値を安易に認めるのかによって違ってくる。ほぼ100%委託という格好になったとしても、かなりの程度ちゃんと厳格に料金を規制するのであれば余り問題ないと思うのですが、ここの自由度がすごく大きくなると、委託では参入阻害効果が大きくなりすぎる。そんな安易なことを考えているなら、導管事業者の義務として託送料金で費用を回収する方がいいと思います。

次、スライド21、先ほどから問題になっている最終保障に関してです。スポットの値段が長期契約より1.2倍だから1.2倍という理屈は、私は到底受け入れかねます。もしこの理屈だとすると、何年か後に調べたら平均的なスポットの値段は長期契約より安くなっていたら、最終保障のほうを安くしなきゃいけないのか。ほぼ同じ値段になったら同じにしなきゃいけないのか。そんなこと決してないと思います。1.2倍というのは電気でもとられている水準で、これはそんなに不自然な値ではない。ここが高過ぎるというなら標準的な契約にすぐに切りかえればよいということであって、不当に高いとは思わない。自然な値だと思う。だから提案には反対ではないが、スポットの値段が1.2倍だからという理屈は納得しかねます。こんな奇妙な議論は削除してもらいたい。

次、スライド18です。先ほども不当廉売というところで問題になっていたのですが、④とか⑥とかというのは、消費者契約法だとか、独禁法だとかという一般法規にもひっかかるようなものですよね。そうすると、ここに書かれているものとそれとの関連はどうなっているのか。たとえば不当廉売に関して、独禁法でひっかかるレベルのものを念頭に置いているのか。あるいは独禁法違反にはならないようなものにまで介入するということなのか。つまり独禁法よりもある意味で厳しい規制を考えているのか。、このあたりはどんな感じなのか、一般法規と重なったときにどういう運用になることを想定しているのかを教えてください。

次、スライド3と7、両方に1時間同時同量という言葉が出てくるのですが、違和感があります。ちゃんと注記に書いてあるので一応この説明で正しいと思うのですが、1時間同時同量という、同時同量制度として正しいかどうかということについてはまだ議論の余地があるところだし、実際に3社の取り組みとして柔軟な対応と書いてあるわけだから、これについては基本的にはインバランスに恒常的に依存する状況にならないことが予想されるということが本質だと思います。

したがってインバランスの考え方が変わってくれば、あるいはネットワークごとに違っているのであれば、当然供給力の考え方が変わるわけで、1時間同時同量をとらなかつたところについては、そういうチェックをするということを確認させてください。



次、スライド3のところ、先ほども引頭委員がご指摘になっていた反社会的なとかいうような点に関しては、私もとても懸念しています。極端なことを言うと、金融市場等で、ネズミ講まがいのことをしていたところの幹部が会社をつくろうとしているとか、そういう類いのことが出てきたときに、しかし何らも手が打てないことになると、すごく混乱するのではないかと懸念しています。

ただ、これはガスでは余り問題にならないかもしれない。つまりこれは言うべきなのは電気のほうがなのかもしれない。自由化は幸いにして少なくとも1年は先にやって、そちらで混乱することになれば、当然直ちにガスでも対応するでしょうし、電気のほうで、ここにいらっしゃる監視等委員会の方も相当考えていただきたいことなのですが、自由化の初期の段階でそういう詐欺まがいのことが横行すると、本当に消費者の信頼を損ねてしまうので、この点については十分考えなければいけないと思います。電気のほうの経験も見ながら、ガスのほうも速やかに対応を拡充することが必要になってくるかと思えます。

以上です。

○山内委員長

よろしゅうございますか。幾つか。はい。

○藤本ガス市場整備課長

まず開栓業務のところではありますが、実際にやりたい小売がいるのかどうかというところがありますけれども、これは我々も全て確認をしたわけではございませんが、将来的なことも含めると、例えば相当程度のシェアをとって直接やりたいという者も出てくる可能性はあると見ています。

ただ、いずれにしましても、やりたい小売がいるかどうかというよりは、制度上は理屈で整理をすべきではないかというふうに考えていまして、そういう意味で需要家とガス小売事業者との間で小売供給契約が締結されたがゆえに開栓業務が生じるということで、小売事業者の役割という提案をさせていただいているところでもあります。

○松村委員

その理屈は理解できない。これはこの委員会のマターではないのかもしれないのですが、一応これに関連していると思うので確認させてもらいたい。例えば大阪ガスから関西電力にガス事業者を切りかえたということがあったとしますね。でも、もうそれまでずっと供給が続いていた。内管の検査だとか小売の機器の検査だとかというのも、もうやったばかりというようなときに、事業者がかわったからといって実態的な変化はないわけですよ。実態的な変化がないにもかかわらず、やれ消費機器や内管の検査だとかをやり直すというのは常識的に考えてないと思う。こ

これは保安の委員会が決めることなのかもしれないけれど、私は常識的にないと思っている。当然そうだろうと思います。

そうすると、小売事業者が切りかえたからといって開栓の作業が必要だとか、内管検査が必要だとかそういうことでは本来ないはずで、小売事業者、今まで供給されていたところもかわるということも当然あるわけですね。だからスタート時点が、小売契約が結ばれたからこういう作業が必要になったのでしょうか。若干疑問はあります。

それよりは、もし新たな契約だとすると、ガス管が引かれて、誰が供給するにせよガスが供給できるような体制になったというようなことが本質だと考えれば、導管事業者と考えるのもそんなに不自然なことではないと私は思います。これはただ、決めの問題なので、ご提案の整理が論理的に明らかにおかしいとは思わないのですが、これ以外の選択肢が論理的にあり得ないということはないと思います。

○山内委員長

わかりました。今の点についてはご意見伺ったとして、そのほかのご質問は。

○藤本ガス市場整備課長

はい、開栓業務を委託する場合の適切な料金ですけれども、こちらは、ガイドライン上は適切な条件でというところに適切な料金も含まれると考えますが、こちらについては、どうチェックするかは今後検討させていただきます。

それから21ページのところの最終保障供給ですね。スポットのところなんですけれども、ご指摘のとおり、直近で見ますと長期とスポットの料金が逆転していたりしておりますので、過去10年間の平均を参考までにとらせていただいているというところがございます。そういう意味では、これが1.2倍だから、これだけをもってして、最終保障供給に係る料金水準も1.2倍としているということではないのご理解いただければと思います。

それから18ページの業務改善命令ですけれども、ご指摘のとおり特に不当廉売なんかは独禁法とも重なる部分になります。どちらの法の規制も受けるということになりますけれども、ガス事業法につきましても、あくまでもガス事業法の法益に基づいてこちらも判断をするということになるかと思います。独禁法と比べてどうかというところは、ちょっと今回はご回答できませんけれども、そういう意味ではガス事業法の観点から、どういう場合には業務改善命令を打つかというのはその法益に基づいて判断していくということかと考えます。

それから同時同量につきましても、ご指摘のとおり今後議論していくことになりますけれども、一応、供給力を十分に確保するという視点からいきますと、ピークの1時間、最も高くなる山のところで基準を設けるということをご提案させていただいております。同時同量につきまし

では、今後この委員会でもご議論いただければというふうに思っていますし、仮にそちらとの整理でここを変えるべきだということであれば、その時点でご議論いただければということかと考えます。

#### ○新川取引監視課長

電力取引監視等委員会の事務局の取引監視課長をしております新川と申します。今の松村先生の電気に関してのご懸念も私ども共有するところがございますので、対応については検討していきたいというふうに考えております。

#### ○山内委員長

よろしいですかね。はい、ありがとうございます。

それですね、これから発言をご希望される方は、樋口委員、深山委員、柏木委員、草薙委員、橘川委員の順なんですが、時間があと8分しかないんですね。それでオブザーバーの方も発言希望されていますので、まず一つは、一問一答しているともう時間がありませんので、発言されて、それで主要な点について事務局からコメントしていただくということにさせていただきます。その後にオブザーバーの方にご発言いただくということにしたいと思います。

それから、それでも多分時間が足りなくなると思いますので、まず発言は簡潔にというのをお願いですけれども、もう一つは少し時間が延びることをご容赦いただいて、次のご用事がある方は途中でご退席いただいて結構だと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、樋口委員からどうぞ。

#### ○樋口委員

ありがとうございます。前回から委員をさせていただいております樋口でございます。今回のこの内容の多くの部分にかかわる部分なんでございますけれども、小売事業者の方々の能力、ここに関しまして、我々、実際に需要家、特に企業として我々設備設計する中で、供給力も大事なんですけれども、圧力ですとかガスの品質等、非常に重要な部分で、相当シビアな設計をしております。

そういったような中で、第47条で基本的には導管事業者の方がその品質を担保するという形で決められておられるというふうに伺っておりますけれども、能力、品質等につきましては、やはりシステム全体で影響を及ぼすところだと考えておりますので、やはり小売事業者の方々にも何らかの形でその部分を担保いただきたい。

また、過度に導管事業者の方に頼るということになりますと、例えば託送料金にかかわってくるとか、そういったようなことも考えられますので、例えば登録時、変更時等々でそういったような製造量ですとか、供給量だけではなくて、ほかの部分についても何らかの形で担保できる

ような仕組みを制度設計いただければというお願いでございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

深山委員どうぞご発言ください。

○深山委員

3点ほどコメントさせていただきます。1点目は先ほど来、議論が出ています開栓の担い手になる人の責任の所在の点についてでございます。事務局の整理で、ガス小売事業者に物理的な開栓の、先ほど確認ありましたが、担い手というよりは責任の所在は小売事業者にするとされています。ただ、実際に栓をひねるという意味での作業をするのは受託者で、そこでは導管事業者が想定されているところだと思います。

ここで言う責任というのは需要者に対する責任だろうと思います。つまり需要者が何か問題があったときに、誰に対してその責任追及ができるのかという意味です。もちろんこれは理論的にどちらが正しいというよりは、松村先生の言われるように決めの問題だとは思いますが、そういう意味で供給契約をしたことによってガスが引かれるということになるわけですから、何かトラブルがあったときにその責任を、需要者がまず追及できる相手として小売事業者を想定するというのは、それはそれで一つの理屈だろうと思います。

そうなりますと小売事業者のほうは、そうはいつでも実際に自分が栓をひねるわけではなくて導管事業者に委託するということになると、あとは業者間の委託契約の中で、どういう責任分担を契約上するかということになって、何かあったときにはちゃんと受託者が責任をとりなさいという委託契約になるんだと思うんですね。そうすると受託者のほうは責任を負わされるので、委託料はその点も考慮して十分もらいますという話になって、それなりに落ち着くのかなと思うんですが、結局その委託料にはね返っていったりすると、先ほどご指摘もありましたように、じゃ、委託料は全く自由でいいのかということにもなるんだらうと思います。この点はこういう感想めいたコメントにとどめます。

2点目は最終保障供給の関係です。資料の中で正当な理由により拒める場合として従来の小売り取引において不払いがあった場合には合理的な金額の保証金の支払いを求めて、それに応じない場合には正当な理由に当たるといった提案がありました。その趣旨はわからなくはないんですが、要は、従前の債務不履行を理由に前払いをしなさいといっているわけですね。何かあればその保証金で回収するということですから。

そうすると、そもそも最終保障供給という制度自体が、契約自由の原則の例外として、契約をいわば強制をしようという制度であり、それなりの必要性があって契約自由の例外を認めるわ

けですから、そういうそもそもの趣旨からすると、合理的な保証金を要求するということが結構厳しいハードルになりはしないかということ懸念しております。この点はどのぐらいな金額を合理的と考えているかについて、イメージがあったらお聞かせいただきたいと思います。

それから3番目は、これは主要な論点からは外れているんですが、25ページのところにある最終保障契約に関連する論点で、無契約の状態になった場合の規律について、ご提案では導管事業者との契約にするのか、次の小売事業者との契約にするのか、需要者が選べるというようなことや、いずれにしても選んだほうに契約がさかのぼると、遡及するというような整理がなされている点です。理屈の問題かもしれませんが、需要者に選ばせる合理性があるのか、あるいは、さかのぼってなかった契約があることになるというのは、どう理屈の上で説明つくのかという点がやや疑問です。

そこは事務管理であったり不当利得であったりという理屈になるのかなという気もするんですが、実際にそこでガスを流したのは導管事業者だということが実態だとすれば、それは基本的には導管事業者との間の事務管理なり不当利得ということとして整理をするべきであると思います。もちろん新たなBという小売事業者との間の三者契約で、この部分はこういうふうに処理しましょうという合意ができればもちろんそれはそれでいいわけですが、当然に需要者が選んだほうとの間に契約が成立するというのは、ちょっと理論的に無理があるような気がいたしました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それじゃ柏木委員どうぞ。

○柏木委員

たくさんあるんですけど一つだけ。30ページで、開栓あるいは検針業務の担い手というところですけど、開栓業務の担い手は一応これでいったとして、こっちの検針業務の担い手というのは、これは一般ガス導管事業者が行うと。検針員がたくさんいるからと。これ同時同量ともろに関係があるんですよね。検針員って毎日来るわけじゃありませんよね。デジタル化していないでしょ、今。電気の場合は、今は大口だけだったが、今度、家庭用の場合に、ほかの電力会社が買うという場合には同時同量やらなきゃいけないわけで、そうなったらスマートメーターつけないと始まりませんよね。

これだと、1カ月に1回だけ検針来るわけですね。そうすると1カ月同時同量になっちゃうわけですよ。リアルタイムでできないわけだから。そうすると新たに新規参入者が獲得することになると、そのうちのガスメーターはデジタル化しないと、同時同量になりたないで

すよね。

このところちょっと、ガスメーターは1カ月と書きましようかね、ここに。1カ月ガスメーターの検針業務について、一般導管事業者が1カ月に1回行うとして、それを得られた値は1カ月1回やるとすれば、1カ月通してこの家はどのぐらい使ったからと帳尻を合わせればよいということになる。導管事業者が圧力をが一つと制御して、常に一定の圧力になるようにするんだけれども、ガスを入れるほうはどのぐらい相手が使っているかわからないわけだから、そうすると制御しようがないわけです。

ここはスマートメーターとの関連というのがないと全然意味ないですよ、これね。同時同量との関連で。これでいうと検針が1回だったら1カ月同時同量を容認するということになりませんかね。

以上です。

○山内委員長

草薙委員どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。池田委員が質問されて、福田委員も言及されましたスライド29番の4番目のポツのところなんですけれども、赤字のところを読みますが、「一般ガス導管事業者は、新規参入者たるガス小売事業者からの依頼があった場合には、正当な理由がない限り、開栓等の業務を適切な条件で受託することなどを求める」という部分なんですけど、「正当な理由がない限り」と、「適切な条件で」という不確定概念が2つ入っております、このところ、どこまでガイドラインできちんと示せるのかというところが重要なことというふうに思っております。

そして確認なんですけれども、「求める」というふうに書いてありますが、これは契約締結の法的義務が発生するということではなくて、ガイドラインで望ましい行為を定めるというような意味合いではないかというふうに考えております。これ確認であります。あるいは、ほかの解釈があるんであれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

すみません、橘川委員どうぞ。

○橘川委員

去年までと違って今回の委員会では大体、松村委員と意見が同じことが多い感じなんで、いいことなんだか、悪いことなんだかよくわからないんですけど、ほとんど賛成なんですけど。特に

先ほどのスポットの話なんかは、大分スポットが安くなってきて、それが続きそうだという話で、ミックス小委員会の議論とは違って、海外電力調査会までもLNG火力がベースロード電源で入ってくるんじゃないかなんてことを言っているわけですから、この②というのは別に外しちゃったほうがいいんじゃないかと思います。

1点だけ、ちょっと私の記憶が間違っていたらあれなんですけど、去年のクリスマスイブにやったここでの委員会で、日ガスの和田社長が何か法的分離の話をしに来たんですけども、どちらかというところを強調されたように記憶しているんですが、内管漏えい検査も自分たちでやると。開栓、内管漏えい検査及び多分検針まで自分たちでやるといようなことを言われたような気がしますので、LPガス事業者が手を挙げるワンストップは賛成です、私は。ワンストップという考え方は、需要家、スイッチングしやすくするために賛成なんですけど、LPガス事業者が手を挙げる事例もあり得るんじゃないか。そこだけちょっと補足しておきたいと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

じゃ、池田委員どうぞ。

○池田委員

先ほど質問させていただいたスライド29の、一般ガス導管事業者が正当な理由がない限り適切な条件で受託することなどを求めるというところですが、「正当な理由がない限り」「適切な条件で」「求める」というこのニュアンスを読みますと、およそ一般ガス導管事業者しか「これまでの作業フロー」の担い手がいない場合には手当てが必要だと思いますが、他に代わり得る担い手は考えられないのでしょうか。責任の所在と実際の運用は別に考えるべきであり、責任の所在の在り方の整理は事務局のご提案でいいかとも思うのですが、私としては、「これまでの作業フロー」を誰が担うのか、担うことができるのかという取引の実態に関心があります。リアリティーとして実際に誰が担うのか、担うことができるのかというところに具体的なイメージを持ちたいので、ぜひ教えていただきたいと思っております。

参考資料として国民からのご意見をいただいておりますが、LPガスの事業者さんがぜひやりたいということなのだと思うのですが、この国民からのご意見に対して、事務局としては、今回のシステム改革においては、どのように整理されておられますでしょうか。

加えて、指定業者資格制度というものがどのように運用されているか、一定の資格があり意欲のある人がその工事に参加できるような環境になっているのかということも教えていただきたいと思っております。

○山内委員長

そのほか委員の方のご発言、よろしいですか。

それでは時間もあれなので、要点だけ事務局からコメントいただきたいと思います。

○藤本ガス市場整備課長

樋口委員からいただきました小売事業者も責任を持ってということですが、ここは託送約款の中でどういったようなガスを供給するかというところは定められると考えています。直接的には導管事業者がきちんと託送義務がございますので、導管事業者の責任になりますけれども、小売事業者も供給するガスの質等については責任を持つということになろうかと考えます。

それから開栓のところでございますけれども、実態上は、特に当面は導管事業者が委託を受けるということが基本的な流れになるのではないかと考えますけれども、一義的な責任を誰に持たせるかということについては小売事業者というのが我々のご提案ということでございます。意見のところについては、ちょっと一度引き取らせていただいて、また次回ご回答させていただきます。

それから今の委託の部分ですけれども、正当な理由、それから適正な条件のところは引き続き我々としても中身を詰めまして、場合によってはまた皆様ともご議論させていただければと考えます。

それから、検針業務のところの1月に1回と同時同量との関係でありますけれども、こちらは同時同量の議論のときに十分先生方とはご議論させていただければというふうに考えております。やり方としましては幾つか、デジタル化しないと同時同量が全くできないかということかどうかという点については議論の余地があるのではないかと考えておりますが、今後、論点でご議論させていただければというふうに考えます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

それじゃオブザーバーの方、ご発言要望ですので、まずは松村委員から。すみません、手短でお願いいたします。

○松村オブザーバー

大きくわけると2つございます。1つは、きょうまさにぜひご審議いただきたい事項という話でありますし、2つ目はちょっと確認的な事項ということで分けられると思いますが、まず重要な事項ということで、資料の7ページ目、登録拒否のところの注意書きにございますように、旧簡易ガスに相当する事業にあつては、一般ガス導管事業との関係で著しい二重投資となるとか、



あるいは、その結果、需要家の利益を阻害するおそれがある場合は登録拒否の対象ということでございますけれども、もともとこの全面自由化の目的というのは競争の活性化ということであるわけでありまして。

したがって、お客様の選択によって奪い合うということが当然あり得るわけでありまして、その結果、一般ガス導管の利用が若干減る、とられた結果ですね、それで料金が上がるかもしれない。したがって需要家の利益を阻害するというのはちょっとおかしいんじゃないかというふうに思っております。逆に競争ということで業務の効率化等を図っていけば料金等が下がると。それが需要家の利益だということがこのもともとの自由化の目的でありましようから、それによって登録の拒否というのはおかしいんじゃないかということでもあります。

1月のこの小委員会の報告書でも、二重投資というような状況はなくなってきたというようなことから、参入規制が撤廃するというふうに明確に報告書に書いてあります。これはぜひもう一度見ていただきたいということでもあります。さらに競争、選択肢を多くするといえますか、狭めないということが消費者にとっても重要なことだと考えています。

それから2つ目に、これは確認事項ということになろうかと思いますが、細かい点が幾つかあります。登録事項でございますけれども、旧簡易ガス事業については、定義のところでは一般のガス小売事業とは異なる定義をしてあります。括弧書きで、書き分けてある。書き分けてあるということは、違った事業形態なり、ガスの種類を使うということで、違った取り扱いをしてもおかしくないという法律の整理だろうと思います。

そういうことでいきますと、登録事項のところの、供給地点を反社会的な部分と一緒にするとかいうことでなくて、あるいはピーク時の量とか、そういうことは託送義務のない簡易ガス事業にとっては余り関係のない話であります。ごく自然に、現行と同様に負担が増加しないように供給地点数ということにすれば変更登録のところもそうなるし、それからさらに言えば供給計画といったようなところも、わざわざ今までないものを新たに義務づける必要はないというふうに思っております。事業の特性、ガスの種類を踏まえた取り扱い、異なった取り扱いでも問題はないかと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、川岸オブザーバーどうぞ。

○川岸オブザーバー

手短かに申し上げます。32ページの一般ガス導管事業者に該当することとなる導管の要件のとこ

ろでございます。真ん中の枠囲みの3つ目の白丸でございますが、私ども一般ガス事業者の中にLPガスのみを供給している事業者が存在するという事で整理がされておりますが、これについてのお願いでございます。

これら全供給地域を供給している者が5者、部分的に供給している者が4者、合わせて9者でございます。これらの地域ではプロパンガスなどをLPガスとして導管に直接供給する、いわゆるLPのストレート供給を行っておりますが、これにつきましては許可地点への供給という簡易ガス事業とは異なりまして、これまで供給区域を設定して、いわゆる地域拡大性を持った一般ガス事業者として導管網の整備によります都市ガスの面的供給を図ってきたところでございます。

したがって、もしガス小売事業のみとして整理されますと、ガス管の道路への埋設につきましては義務占用が認められないでありますとか、あるいは導管に係る税制の特例も失うということになりまして、事業運営費が増すということも考えられます。

これらのLPストレート供給による一般ガス事業につきましては、法改正後も他の一般ガス事業と事業の実態が何ら変わるものではございません。他の一般ガス事業者と同じく供給区域におきまして、今後も導管の効率的な活用によりまして安定的な事業運営が継続できるようにお願いをしたいと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

佐藤オブザーバーどうぞ。

○佐藤オブザーバー

1点だけでございます。開栓業務でございますけれども、開栓は今、小売事業者が責任を負うというふうに整理されておりますが、開栓作業は物理的にガスの導管ネットワークに接続するという事でございまして、その瞬間からガス供給が開始され、内管の保安責任が発生するということを踏まえまして、我々としては使用開始を含めた全ての開閉栓について、一般ガス導管事業者が一義的な責任を負うほうが責任の所在をより明確にできるし、利便性も確保できるというふうに考えておまして。ちなみに電気のほうについても、ネットワークへの接続ということについてはネットワーク側の責任でということになっております。

以上でございます。

○内藤オブザーバー

全国LPガス協会でございます。3点でございます。スライドナンバー4でございますが、登録申請についての書類でございます。⑥のガス主任技術者に関する件でございますが、ガス主任技術者はいわゆるガス工作物の工事、維持、運用に関する資格でございまして、直接ガスの小売

事業には関係ない資格だというふうに認識しております。また、自社内にガス主任技術者を抱えることは新規参入事業者にとって大きなハードルになりますので、この点についてご配慮いただければと思います。

続きましてスライドナンバーの29でございます。ガスの開栓及び閉栓時の担い手について、ガス小売事業者とすることには賛成いたしますが、開栓及び閉栓においてその業務に資格が必要なのか、ちょっと私ども理解しておりませんが、もし必要であるならば、ポツの5に記載されております日本ガス協会が実施いたします内管工事資格制度の講習、これについて門戸を開放していただきたいというふうに思っております。また、私ども液石法の世界では、第2種販売主任者や液化石油ガス設備士という資格がございまして、こういった資格を持っている資格者についてはこれを認めていただけるということにしていいただければ幸いです。

そして3点目でございますが、ガスメーターの検針業務でございます。これはスライドナンバーでいいますと30でございますが、戻りましてスライドナンバーの27を見ますと、メーターの検針については、開栓時と閉栓時というところに論点の2として記述されております。このガスメーターの検針業務を導管事業者ということに整理なさるということでございますが、これが開栓時及び閉栓時に限っての話なのか、それとも毎月のメーター検針業務なのかということではちょっと判断が分かれるというふうに考えております。

先ほど柏木先生がご指摘になりましたが、もし毎月のメーター検針ということであるならば、これはまさに小売事業者としての経営努力の非常に重要な柱でございます。そういった観点でございますので、もし毎月のメーター検針ということであるならば、ぜひガス小売業者に検針業務を担うということにしていいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

松村オブザーバー、あれですか。

○松村オブザーバー

先ほど十分な具体的なところが言い尽くせませんでしたので、次回ペーパーを出させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○山内委員長

承知いたしました。ありがとうございます。

それではすみません、時間が大幅に超過しておりますけれども、ご議論はこの辺で閉めさせていただきます。今回の事務局の詳細制度設計案につきましては多くの点で皆さん合意

をいただいたと思いますけれども、幾つか再度検証すべき点が残ったと思います。この辺、事務局にまとめていただきまして、次回にでもまた議論させていただこうかと思います。

そういう形で、今後の予定について事務局からご説明いただきたいと思います。

○藤本ガス市場整備課長

ありがとうございます。次回、第24回につきましては、10月19日に開催することで委員の皆様のご了解をいただいております。議題は追ってご連絡させていただきます。

### 3. 閉会

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第23回ガスシステム改革小委員会を終了とさせていただきます。

本日はご協力どうもありがとうございました。

—了—